



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月19日金曜日 第190号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 339
河川整備計画の策定（3件）.....	（河川課）... 340
基本測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 340
公共測量の実施の通知（2件）.....	（ " ）... 340
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	（都市計画課）... 341
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	（東予地方局農村整備課）... 341
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	（東予地方局管理課）... 341
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 341
道路の供用開始（一般国道194号）.....	（ " ）... 341
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	（ " ）... 341
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 342
介護員養成研修事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）... 342
道路の供用開始（県道興居島循環線）.....	（中予地方局管理課）... 342
道路の区域変更（一般国道494号）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）... 342
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 343
建設業者の許可の取消し.....	（南予地方管理課）... 343
道路の区域変更（一般国道379号）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 343
道路の区域変更（一般国道197号）.....	（ " ）... 343
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 343
道路の区域変更（県道蔵川大谷線）.....	（ " ）... 344
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 344
落札者等の告示.....	（警察本部会計課）... 344

公 告

技能検定の合格者.....	（労政雇用課）... 344
---------------	----------------

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	（警察本部警務課）... 353
愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	（警察本部交通規制課）... 353
愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則.....	（警察本部警務課）... 354

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）... 355
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 355
政治団体の解散の届出.....	（ " ）... 356
資金管理団体の指定の届出.....	（ " ）... 356
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	（ " ）... 357

公営企業管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程.....	（公営企業管理局総務課）... 357
--------------------------------	---------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こころの診療所いぶき	四国中央市下柏町755番地2	医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	理事長 山内紀子	精神通院医療	令和3年3月8日
アイン薬局愛大病院前	東温市志津川454	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目4番30号	代表取締役 大石美也	精神通院医療(薬局)	令和3年3月1日
かいてき調剤薬局小坂店	松山市枝松六丁目12番11号 今井マンション1階1号室	株式会社Kファーマシー	松山市枝松六丁目12番11号	代表取締役 草場博文	精神通院医療(薬局)	令和3年3月1日
レディ薬局大新田店	今治市大新田町五丁目6番48号	株式会社レディ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石明生	精神通院医療(薬局)	令和3年3月1日

○愛媛県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
株式会社青い鳥	松山市大手町一丁目13番地12 チェリー大手町ビル202号	代表取締役 谷川寿美	訪問看護ステーション青い鳥	松山市大手町一丁目13番地12	精神通院医療	令和3年3月1日	

○愛媛県告示第300号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、金生川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部及び四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第301号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、立間川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第302号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、僧都川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第303号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業期間 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第304号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 作業期間 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第305号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(用地測量)
- 作業期間 令和3年2月11日から
10月29日まで
- 作業地域 愛媛県新居浜市光明寺一丁目

○愛媛県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

西条市河原津土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月19日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市壬生川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月19日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	西条市丹原町明河8号359番5から 同町明河8号360番4まで	旧	メートル 17.1～35.0	キロメートル 0.072	
		西条市丹原町明河8号359番5から 同町明河8号360番6まで	新	17.1～37.8	0.072	

○愛媛県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町明河8号359番5から 同町明河8号360番6まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市中野字宵甲922番6から 同字甲852番7まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番124から 同字333番125まで	旧	メートル 9.7～13.1	キロメートル 0.042	
		新居浜市大永山字須領切畑場333番148	新	9.7～23.3	0.042	
"	"	新居浜市大永山字須領切畑場333番98から 同字333番97まで	旧	9.6～14.1	0.069	
		新居浜市大永山字須領切畑場333番149から 同字333番150まで	新	9.6～31.7	0.069	

○愛媛県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番148	令和3年3月19日
"	"	新居浜市大永山字須領切畑場333番149から 同字333番150まで	"

○愛媛県告示第314号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和3年3月19日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
学校法人聖カタリナ学園	愛媛県松山市北条660番地	介護職員初任者研修課程	令和3年 3月11日

○愛媛県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲145番32から 同町甲145番31まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1496番から 同町笠方1499番まで	旧	メートル 5.9～11.4	キロメートル 0.029	
			新	6.9～15.0	0.029	

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1496番から 同町笠方1499番まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第318号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-2)第14238号	令和2年4月15日	(有)慎栄建設	小野 良一	喜多郡内子町五百木1370	令和3年2月10日	管工事業	建設業の廃止（一部）
(般-30)第17180号	平成30年6月20日	中西技建	中西 竜也	宇和島市三間町小沢川420	令和3年2月24日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止（法人成り）

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	喜多郡内子町五百木218番1から 同町内子2457番まで	旧	メートル 11.1~15.2	キロメートル 0.077	
			新	12.6~15.2	0.077	
"	"	喜多郡内子町内子2457番から 同町内子2458番地先まで	旧	13.6~25.9	0.050	
			新	17.6~27.4	0.050	

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3352番7から 同町宇和川3352番8まで	旧	メートル 24.2~51.8	キロメートル 0.038	
			新	24.2~55.4	0.038	

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3352番7から 同町宇和川3352番8まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3092番2から 同町大谷3101番2まで	旧	メートル 3.4～8.6	キロメートル 0.067	
			新	5.3～11.5	0.067	

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3092番2から 同町大谷3101番2まで	令和3年3月19日

○愛媛県告示第324号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県運転免許センター感染防止対策修繕	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和3年1月29日	株式会社松原水道工業所 愛媛県松山市山越一丁目8番7号	93,500,000円	一般競争入札	令和2年12月18日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和2年12月19日から令和3年2月21日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和3年3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4

3級

受検番号
A甲 1

機械加工

特級

受検番号
B 2

機械加工（普通旋盤作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 13	A甲 3 B 1	A甲 7 C 2	A甲 8	A甲 11	A甲 12

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 8 A甲 14	A甲 2 A甲 9 A甲 15	A甲 3 A甲 10 A甲 16	A甲 4 A甲 11	A甲 6 A甲 12	A甲 7 A甲 13

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7 A甲 13	A甲 2 A甲 8 A甲 14	A甲 3 A甲 9 A甲 15	A甲 4 A甲 10 A甲 16	A甲 5 A甲 11 A甲 17	A甲 6 A甲 12

工場板金（機械板金作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	D 1

2級

受検番号
A甲 2

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

2級

受 検 番 号	
C	1

機械検査（機械検査作業）

1級

受 検 番 号	
A甲	1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 6

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 11
A甲 12	A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 17	A甲 18
A甲 19	A甲 20	A甲 21	A甲 22	A甲 23	A甲 24
A甲 25	A甲 26	A甲 27	A甲 28	A甲 30	A甲 31
A甲 32	A甲 33	A甲 34	A甲 35	A甲 36	A甲 37
A甲 38	A甲 39	A甲 40	A甲 42	A甲 44	A甲 45
A甲 46	A甲 47	A甲 48	A甲 49	A甲 50	A甲 51
A甲 52	A甲 53	A甲 54	A甲 56	A甲 57	A甲 58
A甲 59	A甲 60	A甲 61	A甲 62	A甲 63	A甲 64
A甲 65	A甲 66	A甲 67	A甲 68	A甲 69	A甲 70
A甲 71	A甲 72	A甲 73	A甲 74	A甲 75	A甲 76
A甲 77	A甲 78	A甲 79	B 1	B 2	C 1
C 2					

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 10
A甲 12					

時計修理（時計修理作業）

3級

受 検 番 号	
A甲	1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11	A 甲 2 A 甲 13	A 甲 3 A 甲 14	A 甲 5 A 甲 15	A 甲 7 A 甲 18	A 甲 10 C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 7	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	B 3	B 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11	A 甲 2 A 甲 12	A 甲 3 A 甲 14	A 甲 5 A 甲 17	A 甲 6	A 甲 7

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

家具製作（家具手加工作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

プラスチック成形（射出成形作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1

石材施工（石積み作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 9	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

菓子製造（洋菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 3

2 級

受 検 番 号
C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 A 甲 12	A 甲 6 A 甲 13

A 甲 17	A 甲 19	A 甲 20	B 1	C 1	C 2
--------	--------	--------	-----	-----	-----

かわらぶき（かわらぶき作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 2	A 甲 4 B 3	A 甲 5 D 1	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 25	A 甲 2 A 甲 8 A 甲 14 A 甲 20	A 甲 3 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 21	A 甲 4 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 22	A 甲 5 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 23	A 甲 6 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 24

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10	A 甲 2 C 1	A 甲 3 C 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 6	A 甲 6	A 甲 7	C 2	C 3	C 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

A 甲 8 A 甲 15	A 甲 9 A 甲 16	A 甲 10 A 甲 17	A 甲 12 A 甲 18	A 甲 13	A 甲 14
-----------------	-----------------	------------------	------------------	--------	--------

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 B 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 3	C 4	C 5

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1	B 2	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6
A甲 7	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 13	A甲 14	A甲 15	A甲 16	A甲 18	A甲 19
A甲 20	A甲 21	A甲 23	A甲 24	A甲 25	A甲 26
A甲 27	A甲 28	A甲 29	A甲 30	A甲 31	A甲 32
A甲 33	A甲 34	A甲 36	A甲 37		

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 4	A甲 2	A甲 3	B 1	C 2	C 3

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1級

受検番号
C 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

1級

受検番号
B 1

2級

受検番号
A甲 3

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受検番号
C 1

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2級

受検番号
C 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 9	A甲 2 A甲 12	A甲 3 B 1	A甲 4 C 1	A甲 7 C 2	A甲 8

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7 B 1 C 7	A甲 2 A甲 10 C 1 C 8	A甲 3 A甲 14 C 2 C 9	A甲 4 A甲 15 C 3 C 10	A甲 5 A甲 17 C 4 C 11	A甲 6 A甲 18 C 6 C 12

3級

受検番号
A甲 5

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受検番号
A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5

塗装（建築塗装作業）

1級

受検番号
D 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 10	A甲 11	C 1

2級

受 検 番 号
A 甲 1

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月19日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 松山南警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重信交番</td> <td>省略</td> <td>東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川、志津川南一～七丁目、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(10)～(16) 省略</p>	名 称	位 置	所 管 区	省略			重信交番	省略	東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川、志津川南一～七丁目、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原	省略			<p>別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 松山南警察署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重信交番</td> <td>省略</td> <td>東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川 _____、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(10)～(16) 省略</p>	名 称	位 置	所 管 区	省略			重信交番	省略	東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川 _____、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原	省略		
名 称	位 置	所 管 区																							
省略																									
重信交番	省略	東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川、志津川南一～七丁目、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原																							
省略																									
名 称	位 置	所 管 区																							
省略																									
重信交番	省略	東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川 _____、下林、田窪、西岡、野田一～三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原																							
省略																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月19日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1～85 省略			1～85 省略		
85の2	今治市道喜田村松木線	今治市喜田村二丁目364番3地先から同市喜田村二丁目382番1地先まで			
86～98の4 省略			86～98の4 省略		
98の5	伊予市道旗屋柿ノ木2号線	伊予市上三谷字旗屋甲862番3地先から同市上三谷字柿ノ木甲6番2地先まで			
99～101 省略			99～101 省略		
101の2	松前町道東60号線	伊予郡松前町大字鶴吉字有枝1148番2地先から同町大字鶴吉字有枝1123番先まで			
102～109 省略			102～109 省略		
110	港湾道路	今治市喜田村四丁目994番22地先から同市富田新港一丁目7番1地先まで	110	港湾道路	今治市富田新港一丁目2番地5から同市富田新港1番地5__まで
111	港湾道路	今治市喜田村二丁目363番6地先から同市喜田村四丁目994番22地先まで	111	港湾道路	今治市喜田村二丁目5番43号から同市喜田村四丁目5番27号__まで
112 削除			112	港湾道路	今治市富田新港一丁目1番地5から同市富田新港一丁目2番地5まで
113～122 省略			113～122 省略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月19日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会審査請求手続規則（平成28年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第1号（第3条関係）		様式第1号（第3条関係）	
省略	氏名（名称）	省略	氏名（名称）

代表者・管理人・総代・代理人
住所（居所）
氏名

省略

注 省略

様式第2号（第3条関係）

省略

氏名（名称）

代表者・管理人・総代・代理人
住所（居所）
氏名

省略

注 省略

代表者・管理人・総代・代理人
住所（居所）
氏名

省略

注 省略

様式第2号（第3条関係）

省略

氏名（名称）

代表者・管理人・総代・代理人
住所（居所）
氏名

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年3月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県松山市第二支部	横田 弘之	古用 裕一	松山市土居田町626-7	令和3年2月2日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
時の会	平野 良哉	山内 實	八幡浜市1302	令和3年2月2日
伊予市の未来を創る会	田中 慎之介	田中 陽子	伊予市森甲609-2	令和3年2月5日
weloveしこちゅー隊	土谷 浩也	岸 良一	四国中央市川之江町2587-1	令和3年2月9日
かなしげ典子と仲間たち	金 繁 典子	草木原 登美子	南宇和郡愛南町緑乙388	令和3年2月17日
今井廣一後援会	今井 廣一	今井 尚子	西条市丹原町久妙寺甲79-2	令和3年2月18日
田村よしとか後援会	田村 義孝	田村 春美	西宇和郡伊方町二名津62	令和3年2月24日
わかばやしのりこ後援会	少林 法子	少林 法子	南宇和郡愛南町緑乙1533-2	令和3年2月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年3月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
公明党東予西総支部	渡 部 豊	会 計 責 任 者	城 戸 力	越 智 絹 恵	令和3年2月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
しがらみない党	西 田 景 子	主たる事務所の所在地	西条市下島山甲1468 - 4	西条市下島山甲1436 - 5	平成29年4月3日
		代 表 者	西 田 景 子	西 田 直 人	
		会 計 責 任 者	西 田 景 子	西 田 直 人	
眞木芳文後援会	眞 木 芳 文	代 表 者	眞 木 芳 文	田 村 真 一	平成30年1月10日
新田たいし後援会	中 島 将	主たる事務所の所在地	東温市志津川1077 - 1	東温市志津川120 - 8	令和元年5月17日
大石ごう後援会	坂 上 公 三	主たる事務所の所在地	新居浜市坂井町1 - 9 - 12	新居浜市高木町3 - 32	令和2年5月15日
西条一心の会	玉 井 敏 久	主たる事務所の所在地	西条市丹原町高松甲1351 - 1	西条市神拝甲141 - 1	令和2年12月1日
ワクワク度日本一の西条を実現する会	玉 井 敏 久	主たる事務所の所在地	西条市丹原町高松甲1351 - 1	西条市神拝甲141 - 1	令和2年12月1日
		代 表 者	玉 井 敏 久	野 間 賢 次 郎	
		会 計 責 任 者	野 間 賢 次 郎	高 橋 邦 弘	
えひめ民社協会伊予総支部	田 中 周 作	会 計 責 任 者	城 戸 大 輔	兵 頭 宏 輔	令和3年1月1日
猪野由紀久後援会	森 敬 一	会 計 責 任 者	猪 野 敏 朗	木 村 毅	令和3年2月3日
おのうえ正久後援会	河 内 紘 一	主たる事務所の所在地	喜多郡内子町内子2544	喜多郡内子町内子1001	令和3年2月8日
かなしげ典子サポーターズ	金 繁 典 子	会 計 責 任 者	久 米 万 利 子	少 林 法 子	令和3年2月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年3月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
眞木芳文後援会	眞木芳文	平成30年1月15日

しがらみない党	西田景子	平成30年3月6日
山中みどり後援会	山中純	令和2年10月20日
政 正 会	向井正次郎	令和2年12月31日
越智絹恵後援会	越智絹恵	令和3年2月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和3年3月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
土谷浩也	四国中央市長	weloveしこちゅー隊	四国中央市川之江町2587-1	令和3年2月8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和3年3月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
越智 絹 恵	越智 絹 恵 後 援 会	令和3年2月24日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月19日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号(第4条関係) 被服再貸与申請書</p> <p>省略</p> <p>職氏名</p> <p>省略</p>	<p>様式第2号(第4条関係) 被服再貸与申請書</p> <p>省略</p> <p>職氏名</p> <p>省略</p>

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。